

湯梨浜町の中小企業・小規模企業支援制度

07 雇用促進奨励金

町内に住所を有する人を、新たに正規の常用労働者として6カ月以上継続して雇用した町内事業者を支援

- 対象となる事業者 次の要件を全て満たす事業者
 - ①町内に事業所（公的団体などは除く）を有すること
 - ②雇用保険法の適用事業の事業者であること
 - ③常用労働者を新規に雇用することにより、雇用時の6カ月以前に比べて従業員数が純増すること
 - ④雇用促進計画が町に認定された日から6カ月以上常用労働者を継続雇用していること
 - ⑤他の常用労働者を事業所の都合によって解雇していないこと
 - ⑥町税および公共料金を滞納していないこと
 - ⑦賃金台帳などの法定帳簿類を備え付けていること
 - ⑧賃金の支払いが滞りなく行われていること
 - ⑨ハローワークなどに募集を公開していること
- 対象となる雇用労働者 次の要件を全て満たす町内在住者
 - ①雇用保険の被保険者
 - ②事業主が個人事業者の場合、事業主の三親等以内の親族でない人
- 奨励金の額 新規雇用者1人当たり20万円（新卒者の場合は30万円）

05 ゆりはまじげ産業育成補助金

起業、新しい分野への進出や販路開拓のための経費の一部を補助

- 対象者 町内在住の個人事業者、町内に所在地と営業の本拠がある中小事業者
- 補助金額 次の事業に必要な経費の2分の1（総額200万円）
 - ※事業承継に伴う事業と認められる場合は3分の2（総額300万円）
- ①マーケティング事業＝市場や競争環境の調査または助言を、専門家に依頼するための経費
- ②起業・新分野進出事業＝▽事業所や設備の取得▽原材料の購入▽パッケージ開発や外観設計の外部への依頼ーなど、起業や新分野進出のための経費
- ③人材育成事業＝新事業の展開に必要な知識や技能の習得に必要な研修開催費用など
- ④販路開拓事業＝インターネット出店登録料、展示会やイベントでの通訳や資料翻訳のための経費など
- ⑤共通経費＝▽旅費▽通信費▽消耗品費ーなど、上記①から④の事業を行うために必要な経費
- 募集期間 5月10日（金）まで
 - ※募集期間終了後に審査会を開催し、補助対象事業者を決定します。

06 小口融資保証料補助金

町中小企業小口融資を借り入れた町内事業者が支払う保証料の負担を軽減

- 補助金額 県信用保証協会に納付した保証料の2分の1以内の額

08 小口融資利子補給補助金

町中小企業小口融資を借り入れた町内事業者が支払う利子の負担を軽減

- 補助金額 金融機関に納付した利子額の2分の1以内の額（延滞に係る利子は除く）

03 企業立地促進奨励金

町内に施設を新設する事業者に対して、新たに賦課された固定資産税の3カ年分の額を交付

- 対象となる事業者および奨励金の額
 - ①施設の新設のための投資額が3千万円以上で、新規常用雇用者数が10人以上の事業者
 - ＝新たに賦課された固定資産税の額内
 - ②施設の新設のための投資額が3千万円以上で、新規常用雇用者数が4人以上9人以下の事業者
 - ＝新たに賦課された固定資産税の額に3分の2の割合を乗じた額内
 - ③施設の新設のための投資額が3千万円以上の事業者
 - ＝新たに賦課された固定資産税の額に2分の1の割合を乗じた額内
 - ④申請日以前から町内に住所を有し、施設の新設のための投資額が1千万円以上で、新規常用雇用者数が1人以上の事業者
 - ＝新たに賦課された固定資産税の額内
 - ⑤申請日以前から町内に住所を有し、施設の新設のための投資額が1千万円以上の事業者
 - ＝新たに賦課された固定資産税の額に2分の1の割合を乗じた額内

04 マル経融資利子補給補助金

マル経融資（小規模事業者経営改善資金）を借り入れた町内小規模事業者の支払う利子の負担を軽減

- 補助金額 ㈱日本政策金融公庫に納付した利子額の2分の1以内の額（延滞に係る利子は除く）

01 企業拡充奨励金

事業規模拡大を目的に、施設を増設または移設する町内事業者を支援

- 対象となる事業者 施設を増設または移設のための投資額が1千万円以上（増設の場合は増設部分について適用）で、町税および公共料金を滞納していない事業者
- 奨励金の額 新たに賦課された固定資産税の3カ年分の額を交付

02 チャレンジショップ支援奨励金

空き店舗などを活用するショップ開業者に対して、その賃借料の一部を補助

- 対象者 次の要件を全て満たす町内在住者
 - ①町内の空き店舗などで小売業、サービス業、飲食業などを開業する人（風俗関連業種など、一部該当しない業種があります）
 - ②空き店舗などの所有者と同一世帯および三親等以内の親族でない人
 - ③町税および公共料金を滞納していない人
 - ④商工会などの町内の公共的団体に加入している人
- 奨励金の額 空き店舗などで開業する場合の賃借料（住居部分を含む）の半額を交付
 - ※限度額は月5万円で、交付する期間は1年間、交付は1人につき1回限りです。